

あゆみ

～ 家庭，学校，社会の協力と連携で進める進路指導～

(平成26年度改訂版)



宮城県立気仙沼支援学校進路指導部

【表紙の写真】

本校校庭のシダレザクラ（校木） 撮影日：平成 26 年 4 月 22 日

シダレザクラ（枝垂桜）

枝がやわらかく枝垂れる桜の総称。

エドヒガンの系統が多く、品種もさまざまである。

ヤエベニシダレやベニシダレなどが有名。

花言葉は「優美」

参照：ウイキペディア

あゆみ

～ 目次 ～

進路をどのように考えたらよいか？

- 1 進路とは _____ 1
- 2 これからの社会は _____ 1
- 3 可能な限り，社会参加・自立を目指して _____ 1

家庭，学校，社会の役割・機能とは？

- 1 家庭の役割・機能 _____ 2
- 2 学校の役割・機能 _____ 2
- 3 社会の役割・機能 _____ 2

どのように生活・指導していけばよいか？

- 1 能力・特性等をとらえておく _____ 3
 - 1) 体力
 - 2) 基本的な生活習慣
 - 3) 社会への適応に必要な能力
- 2 普段の学習の重点 _____ 3
 - 1) 将来の自立を見通した指導を
 - 2) 実生活に密着した指導を
 - 3) 生活年齢を重視した指導を
 - 4) 家庭生活を重視した指導を
- 3 子どもとのかかわり方 _____ 4
 - 1) 主体性・自主性を育てる
 - 2) 指導・支援を工夫する
- 4 社会的スキルの習得 _____ 5
 - 1) 生活に必要なスキル
 - 2) 人間関係に必要なスキル
 - 3) 職業・社会生活に必要なスキル
- 5 余暇の過ごし方 _____ 6
 - 1) 余暇と生活・仕事
 - 2) 家庭での余暇指導
 - 3) 学校での余暇指導
 - 4) 地域社会での余暇指導

小学部，中学部，高等部の指導の重点

- 1 小学部 _____ 7
 - 1) 家庭生活を大切に
 - 2) 人に役立つ活動を
 - 3) 最後までやり遂げる努力を
 - 4) 集団での活動を大切に

- 2 中学部 _____ 8
 - 1) 物を作ることの喜びを大切に
 - 2) 自立的な活動を大切に

- 3 高等部 _____ 8
 - 1) 実社会で適応することを想定した指導・支援をを
 - 2) 働くことの意味が理解できるような指導・支援をを
 - 3) 人間関係を大切にした指導・支援をを

進路決定までの手続きをどうすればよいか？

- 1 進路決定までの手順 _____ 1 0
- 2 就職にかかわることについて _____ 1 0
- 3 施設利用にかかわることについて _____ 1 2

進路についての不安や悩みなどをどのように解決したらよいか？

- 1 学校における進路相談の活用 _____ 1 4

- 2 気仙沼市障害者生活支援センターの活用 _____ 1 5

その他の福祉施策の活用

- 1 療育手帳の利用 _____ 1 6 ~ 1 7

- 2 障害者自立支援法
障害者自立支援法の概要 _____ 巻末付録「資料3」
 - 1) 日中一時支援 _____ 1 8
 - 2) 短期入所(ショートステイ) _____ 1 8
 - 3) グループホーム _____ 1 9
 - 4) ホームヘルプサービス _____ 1 9

- 3 障害者年金について _____ 2 0
 - 1) 障害者基礎年金
 - 2) 障害者厚生年金

資料

- 1 過去の進路状況(高等部卒業生対象) _____ 2 1・2 2
- 2 気仙沼・本吉圏域のネットワークづくりについて _____ 2 3

進路をどのように考えたらよいか？

1 進路とは

よりよい社会参加・自立（生きがいのある生活）を目指して，日々進みゆく路です。

本人と家族，そして学校での毎日の努力なくして，卒業学年になってから，「進路をどうしよう？」では，手遅れなのです。

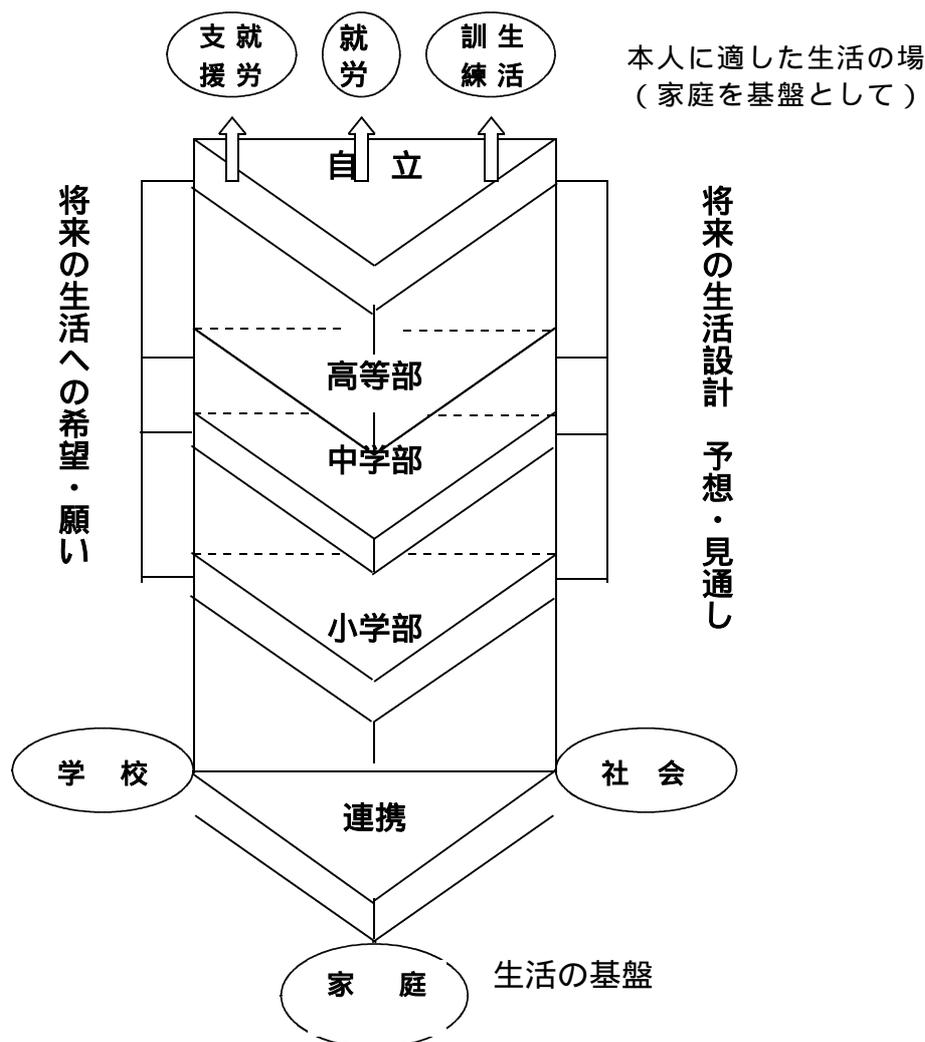
小学部の早い時期から，将来の生活に希望をもち，生活設計しながら，見通しをもって取り組む必要があります。

2 これからの社会は

障害のあるすべての人が，地域社会の中で自分に合った働く場や活動(生活)の場を見つけ，必要な支援を受けながら生活を送れるようになることが望めます。

3 可能な限り，自立を目指して

一人一人が，自分に合ったよりよい社会参加・自立ができるようになるためには，家庭，学校，地域社会が，それぞれの役割や機能を十分果たし，調和を保ちながら相互に連携していくことが大切です。



家庭，学校，社会の役割・機能とは？

1 家庭の役割・機能

子どものしつけ等を含めた親の教育力は，とても大きく，家庭生活のみならず，学校生活，社会生活に大きく影響します。家庭教育は，人間形成の全体にかかわっています。

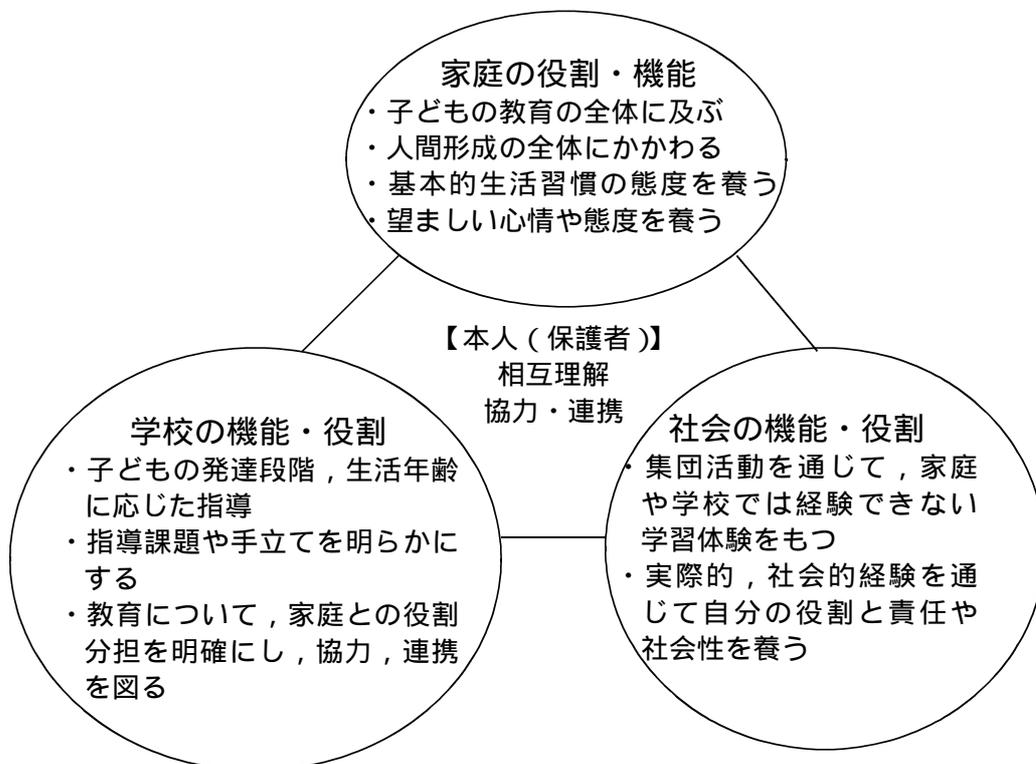
親と子のふれあいを通じて，生活習慣の習得や望ましい心情や態度を養うとともに，小さい頃から家事への参加や体力作り等の働くための準備を行うことが大切です。また，学校教育や社会教育との連携・協力が大きな力となります。

2 学校の役割・機能

子どもの発達段階や生活年齢に応じて，育成すべき課題や手立てを明らかにし，家庭と学校が受けもつ教育の側面を明らかにし，目標達成のために組織的，系統的に指導・支援を進めていくのが学校です。家庭との役割分担を考慮し，指導内容や方法などについて，理解し合い協力・連携しながら教育を進めることが大切です。

3 社会の役割・機能

いろいろな活動への関心や知識欲などを高め，集団活動を通じて，家庭や学校では期待しにくい学習体験をもつことによって，成長発達を促すことが役割・機能です。家庭や学校の環境から離れ，自らの行動を自ら決定し，仲間との集団活動や体育的，文化的，生産的な主体的活動を通じて，实际的，社会的経験をもち，自分の役割と責任や社会性を養うことが大切です。



どのように生活・指導していけばよいか？〔家庭・学校〕

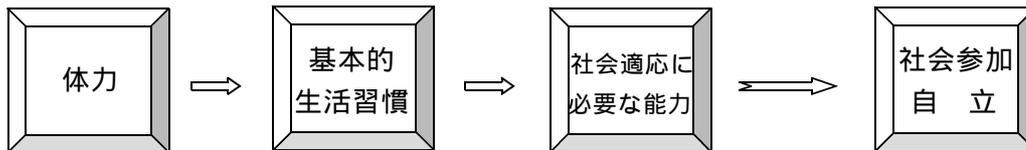
1 能力・特性等をとらえておく

1) 体力

生活していくための基盤となる体力...健康の自己管理ができているか
健康な体作りができているか
強い精神力をもっているか

2) 基本的な生活習慣.....「社会的スキル」(5 ページ参照)

3) 社会への適応に必要な能力.....「社会的スキル」(5 ページ参照)



2 普段の学習の重点

学習については、読み、書き、計算などの知識や技能も大切ですが、それ以前に生活の基本となる生活習慣・態度を身に付けることがより大切です。

1) 早期から、可能な限り、自立を目指した指導・支援を

- (1) 自分のことは自分でできるようにするための指導・支援の徹底
- (2) 毎日の生活にかかわる事柄に関する学習の徹底（生活に必要なこと）

2) 実生活に密着した指導・支援を

社会の中でどのような生活（生き方）ができるか、家庭や学校で身に付けたことを実生活でも生かせるような指導・支援の仕方を工夫する。

家庭や学校でできていたことが、一歩社会に出た時、それが実際にできなかったなら自立できたとは言えません。

3) 生活年齢を重視した指導・支援を

発達年令を考慮しつつ、常に成長の可能性を見出し、生活年齢に応じた指導・支援の仕方を工夫すれば、予想以上の成長をすることも期待できます。

4) 家庭生活を重視した指導・支援を

生活の基盤は、家庭での生活です。学校生活に変化が見られたとしても、家庭生活での変容が見られないとしたら、本当に成長したとは言えません。

学校や社会で学んだことを、さらに生活の主体である家庭において、繰り返し指導していくことが、将来の社会参加や自立の在り方を決定することにつながります。

【普段の学習の重点】

生活していくために必要な生活習慣・態度を育てる

1 将来の自立を見通した指導 ○自分のことは，自分でできる指導の徹底 ○生活に関する学習の徹底	3 生活年齢を重視した指導 ○生活年齢に応じた指導の徹底（発達年齢も考慮しつつ）
2 実生活に密着した指導 ○家庭や学校で身に付けたことを，社会生活（実生活）でも生かせるような指導の徹底	4 家庭生活を重視した指導 ○学校や社会で学習したことを，生活の主体である家庭での繰り返し指導の徹底

3 子どもとのかかわり方

1) 主体性・自主性を育てる

(1) 自分の生活ができるようにする

できるできないより，できるようになる過程(主体的活動)を大切にする指導・支援が必要です。一人で何でもできることだけでなく，社会や人との関係の中で，どうできるか（適応できるか）が大切です。

(2) 自主性を育てるためには

家庭，学校，社会でのきまりを守り，やるべきことはきちんとできるようにすることが大切です。それらを一方的に押し付けることにより，指示されないと何もできなくならないよう，状況に応じて選択肢を準備するなど，自分で判断し，行動できる機会を作り，自発的に行動できるようにしていくことが重要です。

2) 指導・支援を工夫する

(1) 自発的行動を引き出す

子どもがどうすれば自主的に取り組めるかを考え，自主的に活動できる場と状況を作り，やらせることだけでなく，自分自身が判断し，行動できるような指導・支援の工夫が大切です。

(2) 指導・支援しながら待つ指導

適切な課題を準備して取り組めるようにし，自力で解決できるまで支援しながら待つことが大切です。すぐに教えるのではなく，本人が気づき，分かるような指導・支援が大切です。

【子どもとのかかわり方】

<p>1 主体性・自主性を育てる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○できるようになる過程(主体的活動)を大切にする ○一人でできることが、実際の社会生活でもできるようにする ○きまりを守り、やるべきことはきちんとできるようにする ○自分で判断し、行動する機会を作り、自発的行動ができるようにする 	<p>2 指導・支援の仕方を工夫する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主的に活動できる場と状況を作る ○やらせるだけでなく自分自身の力でできるように指導・支援の仕方を工夫する ○自分自身で解決できるまで支援を与えながら待つようにする ○気づき、分かるような指導をする
---	---

4 社会的スキルの習得

社会参加や自立には、「社会生活を送っていくために必要な対人的能力」といわれている社会的スキルを身につけることが大切です。このスキルが身についているかいないかによって、社会に適應できるかどうかが大きく左右されます。

1) 生活に必要なスキル

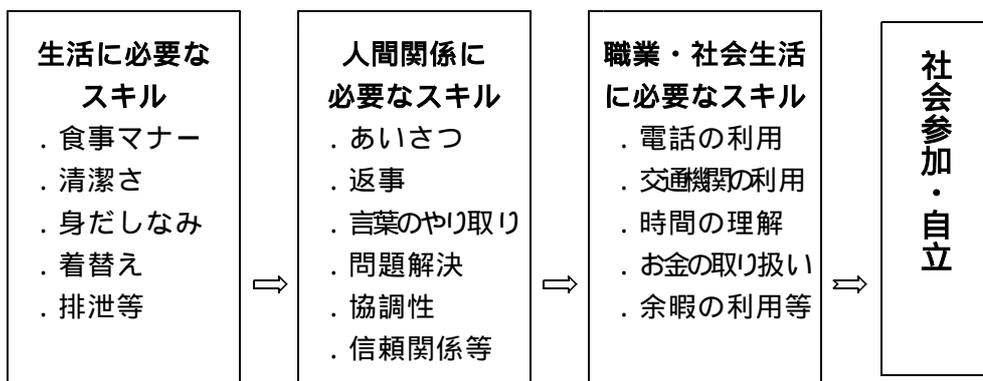
食事マナー、清潔さ、身だしなみ、着替え、排泄など

2) 人間関係に必要なスキル

あいさつ、返事、言葉のやりとり、問題解決、協調性、信頼関係など

3) 職業・社会生活に必要なスキル

電話、交通機関の利用、時間の理解、お金の取り扱い、自動販売機の利用、簡単な計算、余暇の利用など



5 余暇の過ごし方

1) 余暇と生活・仕事

人生を考えた場合、仕事以外の時間を楽しく有効に生活できなければ、働く意欲はなくなります。働くからこそ余暇の楽しみがあり、余暇を有効に過ごせれば、生活や仕事への意欲が生まれます。余暇の楽しみのない仕事だけの生活では生きがいももてず、人間としての成長も期待できません。

2) 家庭での余暇指導

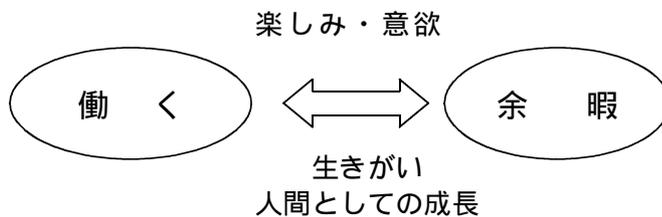
- ・遊ぶ楽しさを実感できるようにする……運動，ゲーム，遊園地等
- ・趣味をもてるようにする……音楽，編物，読書等
- ・趣味を生活の中に生かすようにする……料理，釣り，スポーツ等

3) 学校での余暇指導

- ・主体的に遊べるようにする……遊び学習，休憩時間の利用等
- ・遊ぶ楽しさを実感できるようにする……遊び学習，休憩時間の利用等
- ・遊びや学習を生活に生かすようにする…校外学習，特別活動，総合的な学習の時間等

4) 地域社会での余暇指導

- ・教育委員会，公民館等の講座への参加…音楽鑑賞，レクリエーション等
- ・地域行事への参加……運動会，ハイキング，芋煮会等
- ・地域サークル活動への参加……水泳・生花・書道・料理教室等
(生活支援センター，青年学級，地域塾など)
- ・児童館，体育館，公園など公共施設の利用



【余暇の過ごし方】

家庭	学校	地域社会
○遊ぶ楽しさ ・運動，ゲーム，遊園地等 ○子どもに合った趣味 ・音楽，編物，読書等 ○趣味を生活の中に ・料理，釣り，スポーツ等	○子ども主体の遊び ・遊び学習，休憩時間等の利用 ○遊ぶ楽しさを実感できる ・遊び学習，休憩時間等の利用 遊びや学習を生活に生かす ・校外学習，特別活動，総合学習	○各講座への参加 ・音楽鑑賞，レクリエーション等 ○行事への参加 ・運動会，ハイキング，芋煮会等 ○サークルへの参加 ・水泳，生花，書道料理教室等 ○公共施設の利用 ・体育館，公園等

小学部，中学部，高等部の指導の重点

1 小学部

【社会参加・自立の基礎作りの時期】

日常生活の中に働く活動を見つけ、積極的にかかわるようにすることが大切。

1) 家庭生活を大切に

働く学習の基礎作りは、学校生活よりも家庭生活の中にあります。
家族の一員として、役割を果たすことができるということが必要です。

家庭指導(指導目標を立てての実践)で成果を上げた事例

- (1) 自分のことは自分でできるようにすることの徹底
- (2) 家庭での仕事を積極的にできるようにすることの徹底
- (3) 家庭の中で役に立つ存在にすることの徹底
- (4) 地域に積極的に参加する(社会でのかかわり・生活を大切にすること)の徹底

この結果、生活意欲や働く意欲が付き、社会参加できました。

この事例は、家庭は家庭の役割を、学校は学校の役割を徹底して連携を深めながら、指導・支援を継続した実践です。

2) 人に役立つ活動を

給食の準備，掃除，物を運ぶなどのお手伝い(働く活動)の積み重ねが，中学部，高等部での作業学習の基礎を作り，実社会で働く力を身につけていきます。

3) 最後までやり遂げる努力を

いわれたことや頼まれたことは，最後まで遂行できるように，体験を積み重ねることが大切です。この姿勢は，実社会で働く上で欠くことができないものであり，小学部から自然と身につけた姿勢が将来の生活に生きてきます。

4) 集団での活動を大切に

働くためには，他者との協力・協調はかせません。

人と人との関係を通して，相手の心を知り，かかわり方を学んでいくことのできる体験を取り入れていくことが大切です。

2 中学部

【働く意欲・喜びなど労働の基礎を培うとともに、自立的な生活を確立する時期】

食事作りのお手伝いの段階を経て、自分や家族の食事を作るといった、より自立的な活動へ発展させることが必要になります。

1) 物を作ることの喜びを大切に

作業学習の中で、働くための指導が始まり、物を自分なりに作れたとき、満足感や成就感を得、次の主体的、意欲的な取り組みにつながっていきます。上手な作品ができないにしても、できるよう努力する過程を重視することが必要です。生産性にこだわらずじっくり時間をかけて、よい作品を作り、物を作ることの喜びを体得できるようにすることが働く力を育てることになります。

2) 自立的な活動を大切に

人の援助をできるだけ受けず、自分のことは自分でするという気持ちを育てることが必要です。

自分でするという意識ができると、家族の一員として掃除、洗濯、食事作りなどの役割を果たすことが大切になります。このような活動が、働く力を確かなものにしていきます。

3 高等部

【将来の社会生活を想定し、実社会で役立ち、通用する力を身につける時期】

働くことの大切さや意味がわかり、働く力をつける指導が大切です。

1) 実社会に適応することを想定した指導・支援を

学校で適応できることだけを目標にするのではなく、実社会でできることを目標にします(家庭・学校ですべてでも社会で通用しないことが多くあります)。

2) 働くことの意味が理解できるような指導・支援を

働くことと生活、働くことと給与、貯蓄、消費などを結びつけた指導を大切にします。

3) 人間関係を大切にした指導・支援を

職場では、働く技能よりも、働く態度が重視されており、人間関係をよくすることが仕事を続けるカギになります。

人間関係がうまくいくかいかないかは、言葉のあるなしにかかわらず、相手によい感じを与えられるかどうかで決まります。

重要な要素は、明るさ、ひたむきさ、積極さ、まじめさといった態度です。

「社会参加・自立に向けた各学部の指導の流れ」

社会参加・自立



高等部	<p>将来の社会生活を想定し，実社会で役立ち，通用する力を身につける時期</p> <p>○実社会に適応することを想定した指導を</p> <ul style="list-style-type: none">・家庭や学校でできたことを，実社会でもできるようにする <p>○働くことの意味が理解できるような指導を</p> <ul style="list-style-type: none">・働くことと生活，給与，貯蓄，消費などを結びつけた指導を大切にする <p>○人間関係を大切にした指導を</p> <ul style="list-style-type: none">・職場では，技能よりも態度が重視されている・明るさ，積極さ，まじめさなどの態度の育成を重視する
-----	--



中学部	<p>働く意欲・喜びなど労働の基礎を培うとともに自立的な生活確立する時期</p> <p>○物を作ることの喜びを大切に</p> <ul style="list-style-type: none">・作業学習などを通して，物を作る満足感や成就感を得られるようにし，主体的，意欲的な取り組みができるようにする（できる過程を重視する） <p>○自立的な活動を大切に</p> <ul style="list-style-type: none">・自分のことは自分でするという気持ちと態度を育てる・家族の一員としての役割を毎日果たせるようにする
-----	---



小学部	<p>社会参加・自立の基礎作りの時期</p> <p>○家庭生活を大切に</p> <ul style="list-style-type: none">・家族の一員として，役割を果たす <p>○人に役立つ活動を</p> <ul style="list-style-type: none">・お手伝い（給食の準備，掃除，物を運ぶ等）の積み重ね <p>○最後までやり遂げる努力を</p> <ul style="list-style-type: none">・いわれたこと，頼まれたことを最後まで遂行する <p>○集団での活動を大切に</p> <ul style="list-style-type: none">・人と人との関係を通じて，かかわり方を学ぶ
-----	--

進路決定までの手続きをどうすればよいか？

1 進路決定までの手順

1) 自分自身を理解する(保護者と教師も子どもを理解する)

自分の能力・適性, 興味関心等

2) 情報を入手する

生活, 会社, 施設等に関するもの

3) 相談し, 助言を受ける

学校, 職業安定所, 福祉事務所, 施設等

4) 進路決定

本人の意思決定を大切に(保護者と教師も子どもの最良の進路を考慮)

2 就職にかかわることについて

1) 就職相談...上記3) 求職受理相談は夏休みを利用して実施し, 現場実習等を経て進路を確定していく。

(1) ハローワーク(公共職業安定所)...求職相談の窓口, 職業紹介・指導
職業訓練の斡旋, 就職後のアフターケア
雇用保険失業給付, 助成金申請等

名称	所在地	電話番号	管轄
ハローワーク 気仙沼	〒988-0066 気仙沼市東新城1丁目7-1	41-6720	気仙沼市 本吉郡

就職活動を応援してくれる制度や施策は, 年々充実してきました。利用できる支援策を上手に使いこなして, 就職活動の味方にしましょう。

障害者トライアル雇用

ハローワークの紹介等で障害者を短期間(原則3ヶ月間)雇用し, その間仕事に必要な指導や教育訓練を実施する事業主に対し, 奨励金を支給するものです。トライアル雇用終了後の本採用を企業に義務づけるものではありません。

事業主にとっては, 採用候補者の能力を時間をかけて見極めることができます。

応募者にとっては, 実際に賃金を得て働きながら, 必要な指導・教育訓練を受け, 本採用につなげる可能性を広げることができます。

特定就職困難者雇用開発助成金

障害者等の就職が特に困難な方を新たにハローワーク等の紹介により雇い入れた事業所に対して, その賃金の一部を一定期間助成することにより, 雇用機会の増大を図るものです。

(2) 宮城障害者職業センター.....就職相談~アフターケア
・職業能力, 適性等の評価と判定
・職業指導, 職場適応指導
・ジョブコーチ

〒983-0836

仙台市宮城野区幸町4-6-1 022-257-5601

(3) 障害者就業・生活支援センター「かなえ」.....詳細は15ページ下段参照

2) 職業訓練

【国立県営宮城障害者職業能力開発校】

〒981-0911

仙台市青葉区台原5-15-1 022-233-3124

(1) 訓練の目的

就職に必要な知識と技能を身に付け、社会の発展に寄与する技能者を養成する。

(2) 訓練期間及び訓練内容など

訓練職種	定員	訓練期間	訓練内容
総合実務科 (販売管理コース) (手工芸コース) (物流ワークコース)	30名	1年	導入訓練で3コースの体験と基礎訓練を行った後、専門コースで訓練を行い、基本的な生活習慣、体力増強の他、職場規律と幅広く実務作業ができる知識と技能を身に付けます。

(3) 応募資格(次のすべてを満たした方)

- ・ 身体・知的に障がいのある方で障がいの症状が固定しており、訓練に支障のない方。
- ・ 集団生活に支障のない方。
- ・ 職業的自立が見込まれる方。

(4) 応募手続き

所管の公共職業安定所に必要書類の提出と求職登録が必要です。

(5) 選考

作文、面接及び適性検査等(年度により変わります)

(6) 経費(平成25年度入校案内より)

- ・ 入学金、授業料無料
- ・ 入校時には教科書、その他経費として約15,000~50,000円ほど必要です(入校する訓練科によって異なります。)
- ・ 食堂を利用する際は食費が必要です。
- ・ 平成24年度の食費及び寮費は以下の通りです。
寮費7,000円
食費(朝食250円,昼食350円,夕食400円)
朝昼夕とすべての食事をとった場合,1ヶ月あたり,約37,000円程度の経費がかかります。

(7) その他

- ・ 訓練終了後の就職については、在校中に公共職業安定所を通じて斡旋されます。
- ・ 身体障害者を対象とした、パソコンや簿記等の訓練コースもあります。

3 施設利用に関することについて ~ 気仙沼市，本吉郡近隣の施設 ~

	施設名	目的及び作業内容等
就労移行支援 ・ 就労継続支援B型事業施設	幸町ランチ (通所：気仙沼市) 就労継続支援B型	一般の職場で働くことが困難な人に就労の機会の提供や、生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を目的とする。作業内容は受託施設の清掃、受託水産加工・袋詰め等。
	ワークショップ ひまわり (通所：気仙沼市) 就労継続支援B型	一般の職場で働くことが困難な人に就労の機会の提供や、生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を目的とする。作業内容は菓子製造販売、野菜の袋詰め作業、農業園芸等。
	ワークショップ ふれあい (通所：気仙沼市) 就労継続支援B型	一般の職場で働くことが困難な人に就労の機会の提供や、生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を目的とする。作業内容はEMぼかし製造、受託施設清掃等。海草類受託作業。
	あすなるホーム (通所：陸前高田市) 就労移行支援 就労継続支援B型	一般の職場で働くことが困難な人に就労の機会の提供や、生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を目的とする。作業内容は受託加工EMぼかし製造販売、パン製造販売、ヤーコン乾燥加工品、竹和紙製品、シルクスクリーン製品、軍手を再利用してのマット、織物製造等。
	松峰園 (通所：気仙沼市) 就労移行支援 就労継続支援B型	一般社会の職場に就職困難な方々を対象に、家庭から通い自立に必要な生活指導や作業指導を受けながら働き、生活の自立を目指すことを目的とする。作業内容は、木材加工、箱組、せんべい製造等、地場産業と結びつけたものを行っている。
	就労サポートセンターとれいん (通所：気仙沼市) 就労移行支援	障害のある方に対し、特性に合った機能訓練として、継続的なトレーニング(ビジネスマナー、SST、パソコン、文書理解、体力づくり等)を2年間行い、社会的自立の支援を行う。企業見学や実習、生産活動を通して就労の実現を目指す。
生活介護施設	夢の森 (通所：気仙沼市)	18歳以上の知的障害者を対象に、保護指導するとともにその更生に必要な生活援助、作業援助を目的とする。
	只越荘 (通所、入所：気仙沼市)	18歳以上の重度身体障害者を対象に、常時介護を必要とする方々の人権を重んじ、一人ひとりのニーズに応じた社会自立の支援を目的とする。
	みのりの園 (通所：気仙沼市)	心身の障害により就労が困難な方々に対し、家庭生活や社会生活に関する基本的な生活訓練・作業訓練を行うことを通して日常生活の自立の促進を図ることを目的とする。受託作業を中心に生産活動も提供している。
	のぞみ 福祉作業所 (通所：南三陸町)	学齢を超えた在宅の心身障害者で通所可能な方々を対象に、作業訓練を基本とし、心身障害者の就労意欲の涵養、社会生活能力の向上及び基本的な生活習慣の体得を図り、社会参加できるよう援護し、また、家族の精神的、肉体的な負担を少しでも軽減することを目的とする。紙漉き、はがき製造、受託作業等の生産活動も提供している。
地域活動支援センター	あさひ (通所：気仙沼市)	障害をもつ人が通い、創作活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等を目的とする。作業内容は花の育苗、トイレ清掃、受託水産加工、キーホルダー作成等。
	風の里 (通所：南三陸町)	在宅障害者に対し、通所による生活訓練、作業訓練を行う場とし、当事者の日常生活の自立、社会復帰及び社会参加の促進を支援する。支援内容はかご、小物、箸置き等の作品制作・販売、保健センター清掃等。
	オレンジエッグ (通所：気仙沼市)	障がい者の実情に応じて、作業訓練、生活訓練、そして社会適応訓練等を行いながら、地域生活における自立を目的とする。駄菓子屋『ぼっかぼか堂』販売業務、ネットワーク主催イベント補助、地域イベント出店参加、通信企画、取材、編集、発行など。農園での作業。

施設入所支援 ・生活介護	高松園 (入所：気仙沼市)	18歳以上の知的障害者を対象に、更生に必要な指導及び職業指導訓練を行い、保護と社会的更生を図ることを目的とする。作業内容は、しいたけ栽培、農耕など。
	第二高松園 (入所：気仙沼市)	18歳以上の自立生活が困難で身体的諸機能の低下が著しい知的障害者を対象として、よい環境と保護のもとに生きがいとやすらぎを見出し、可能な限り社会参加を目指す。
	只越荘 (入所：気仙沼市)	18歳以上の家庭での生活が困難な身体的諸機能の著しい低下がある方を対象とし、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供する施設で、利用される方の希望や障害状況に応じて自立への支援を行います。
	若草園 (入所：登米市)	18歳以上の知的障害者を対象に、保護指導するとともにその更生に必要な生活及び職業指導訓練を行い、社会的更生を図ることを目的とする。
	若生園 (入所：登米市)	18歳以上で自立生活が困難で重度の障害があり、身体諸機能の低下が著しい方々を対象とし、生活能力の開発助長を図り生きる喜びを見出すよう援助することを目的とする。

その他：若葉園，さくらワークス（登米市）

- ・就労継続支援B型

恵泉会としてはグループホーム，施設入所支援等

ネットワークオレンジ（気仙沼市）

- ・障害児通所支援，グループホーム，地域活動支援センター

ケアホームめぐみ（気仙沼市）

- ・グループホーム
- ・ショートステイ，日中一時支援

ほっぷ（気仙沼市）

- ・障害児通所支援，日中一時支援

施設利用手続きについて

（１）相談と申し込み先

お住まいの市役所，町役場の保健福祉課等

東部児童相談所気仙沼支所（18歳未満の場合：障害児施設，重症心身障害児施設等）

今後手続きに関しては変わっていく可能性があります。詳しいことは上記の事務所等にご相談下さい。

入所判定は，行わない場合もあります。

待機の手続きが多い施設...重症心身障害児施設(西多賀病院，宮城病院，
エコ療育園)

利用者は，市町村に自立支援給付の支給申請をし，施設と契約を行います。

障害児施設や重症心身障害児施設等は東部児童相談所気仙沼支所へ相談して下さい。なお，障害児施設等も平成18年10月からは措置から契約方式に変わりました。

進路についての不安や悩みなどをどのように解決したらよいか？

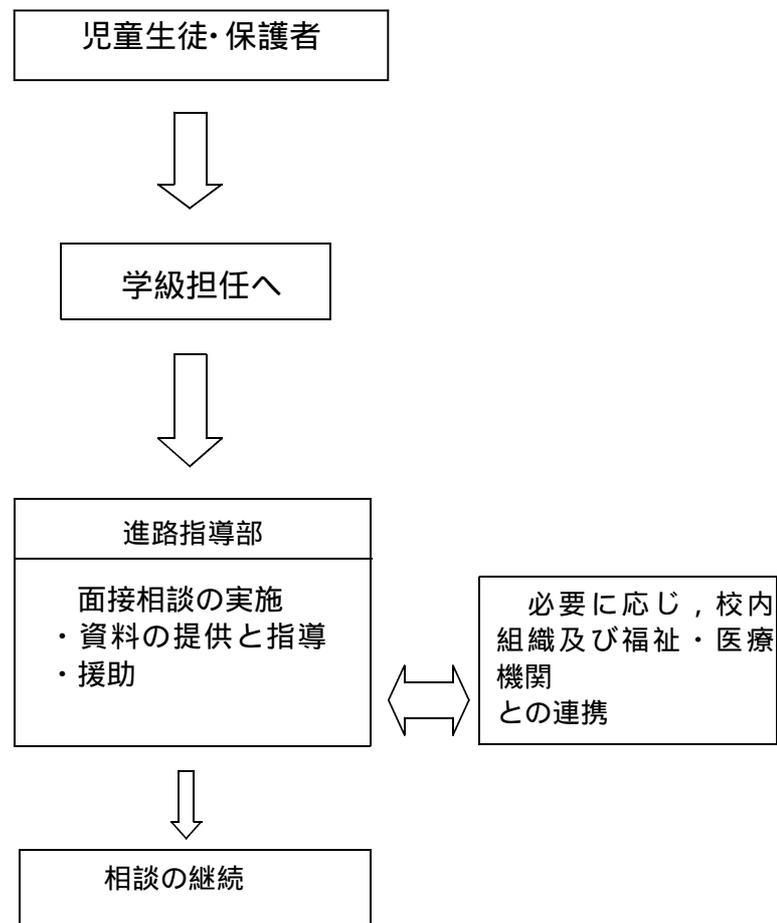
1 学校における進路相談の活用

1) 目的

- 児童生徒や保護者の方々の進路指導にかかわる様々な不安や悩みに対応し，指導・援助の内容・方法について，学校内や関係諸機関と連携を図り，指導に生かしていきます。

2) 相談の方法(相談の流れ)

(1) 随時



(2) 定期

個別面談週間（5月，7月，9月，12月，1月，3月）

現場実習前後（中，高各学部）

小，中，高各学部の進路指導計画による

授業参観日

2 気仙沼市障害者生活支援センターの活用

1) 目的

障害者（児）の生活に関する諸々の相談に対応し、生きがいをもって社会参加や自立した生活ができるように支援していくためのものです。

2) 実施機関

社会福祉法人 洗心会 気仙沼市障害者生活支援センター

〒988-0044 気仙沼市神山5-3

TEL 0226-24-5161 携帯090-5357-6084

FAX 0226-24-5169

Eメール sensin-shien02@car.ocn.ne.jp

3) 事業内容

福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）

社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）

社会生活力を高めるための支援

当事者による相談（ピアカウンセリング）

権利の擁護のために必要な援助

障害者等の交流及び自立の訓練等に関する事業実施に関する業務

地域自立支援協議会の運営等

専門機関の紹介

前号に掲げるもののほか、障害者の生活支援及び自立支援に関する業務

4) 宮城県障害児等療育事業の実施

在宅の障害児等に対する療育の相談、各種サービスの支援・調整を行います。

5) 南三陸町相談支援事業の実施

社会福祉法人洗心会

986-0725 本吉郡南三陸町志津川沼田56

地域活動支援センター「風の里」

0226-29-6441 FAX 0226-29-6441

6) 利用方法

・電話相談、訪問相談、来所相談、FAX・メールにても受け付けます。

・相談内容は守秘義務を厳守します。

・相談は無料ですので気軽にご相談ください。

・開設 月～土 8:30～17:15

日・祝日は休み

緊急時は転送電話にて24時間対応いたします。

「風の里」 開設 平日（月～金）9:00～17:00

7) 利用対象（原則として）

・気仙沼市、南三陸町にお住まいの障害児（者）

3 障害者就業・生活支援センターの活用

1) 目的 雇用・福祉・教育等の関係機関と協力しながら、障害のある方が働いたり、生活したりしていくための相談を受け付け、職場実習のあっせん等を行っていくための機関です。

2) 実施機関

社会福祉法人 洗心会 障害者就業・生活支援センター「かなえ」

〒988-0044 気仙沼市神山5-3

TEL 0226-24-5162 携帯080-2823-9499

FAX 0226-24-5169

Eメール sensin-shien01@car.ocn.ne.jp Eメール center-kanae@docomo.ne.jp

3) 利用対象 気仙沼市・南三陸町にお住まいの方。

障害を持ち、一般企業での就職を希望する方及びすでに就職されている方。

4) 開設時間 月～土 8:30～17:15（日祝祭日は休み）

その他の福祉施策の活用

1 療育手帳の利用

1) 療育手帳とは

知的障害児や知的障害者の方々に、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするためのものです。

2) 対象者

宮城県東部児童相談所気仙沼支所又は宮城県リハビリテーション支援センターにおいて、知的障害と判定された方。

3) 交付申請手続き

(1) 申請窓口.....市社会福祉課，町福祉担当課(役場)

(2) 手続き(事務の流れ)

本人・保護者等	相談申請 (申請書記入：写真3cm×4cm：2枚，印鑑持参)
市社会福祉課 町役場(福祉担当課)	実態調査 送付・判定依頼 18歳以上：宮城県リハビリテーション支援センター 18歳未満：宮城県東部児童相談所
宮城県リハビリテーション支援センター， 宮城県東部児童相談所気仙沼支所	判定結果通知
リハビリテーション支援センター	決定結果，判定結果及び却下通知 (手帳送付)
市社会福祉課 町役場(福祉担当課)	交付または却下通知 (手帳交付)
申請者	市社会福祉課・町役場を經由し，手帳交付

(3) 交付後必要とする届出事項

居住地，氏名が変わった場合 手帳を紛失，破損した場合

4) 交付後の確認

原則として18歳未満は2～3年ごとに，18歳以上は5年ごとに，障害の程度を確認するため，宮城県東部児童相談所気仙沼支所又は宮城県リハビリテーション支援センターにおいて判定を行うことになっています。

5) 援助措置

療育手帳は，障害の程度により，A又はBに区分され，障害の程度に応じて次のような援助措置があります。

- (1) 国税，地方税の優遇措置
- (2) 心身障害者扶養共済制度への加入
- (3) 公営住宅の優先入居など 詳細は，福祉事務所，町村福祉担当課（役場）でお尋ねください。

【療育手帳「A」の場合】

援助措置	・特別児童扶養手当の受給資格認定 ・心身障害者医療費助成			
所得税・住民税	・特別障害者控除があります。			
自動車税・軽自動車税・自動車取得税	・介護をするために，生計を一にしている家族に減免があります。			
特別児童扶養手当の診断書の省略	・受給資格認定及び障害に関わる再判定のために必要とされる診断書の提出が省略できます。			
航空運賃の割引	・満12歳以上の場合，本人，介護者ともに割引を受けられます。			
有料道路通行料金の割引	・手帳の交付を受けている本人を乗せて，介護者が運転する場合，50%の通行料金の割引を受けられます。			
JRの運賃割引	利用区分	対象乗車券	割引取扱区間	割引率
	本人が単独で利用	・普通乗車券	・片道100kmを超える各駅相互間	50%
	本人が介護者付き添いで利用	・普通乗車券 ・定期券(小児を除く) ・回数券 ・急行券	・各駅相互間	50% (介護者も同率)
JR以外の交通機関の運賃割引	・JR以外の公営，民営の鉄道，タクシーなどにおいても割引を行っている場合があるので，関係機関で確認してください。			
NHK受信料の免除	・知的障害者がいる世帯で，その世帯のすべての人の市町村民税が非課税の場合に全額免除になります。 ・世帯主が重度の障害者の場合に半額免除になります。(世帯主が受信契約者の場合に限り)			

【療育手帳「B」の場合】

所得税，住民税	・障害者控除があります。			
JRの運賃割引	利用区分	対象乗車券	割引取扱区間	割引率
	本人が単独で利用	・普通乗車券	・片道100kmを超える各駅相互間	50%
	12歳未満の本人が介護者付き添いで利用	・定期乗車券	・各駅相互間	介護者のみ 50%
JR以外の交通機関の運賃割引	・JR以外の公営，民営の鉄道，タクシーなどにおいても割引を行っている場合があるので，関係機関で確認してください。			
NHK受信料の免除	・障害者がいる世帯で，その世帯のすべての市町村民税が非課税の場合に全額免除になります。			
航空運賃の割引	・満12歳以上の場合，本人のみ割引を受けられます。			
軽自動車税	・本人または同一世帯の方が所有する自動車を専ら障害者の通学通所，通院，生業のために利用する場合，減免を受けられます。			

2 障害者総合支援法

1) 日中一時支援

- (1) 日中一時支援とは
障害者等を日中一時的に預かり，見守る等の支援を行うサービスです。宿泊を伴わない利用に限ります。
- (2) 対象者は
- ・ 知的障害児（者）・身体障害児（者）・精神障害児（者）
 - ・ 早期の療育が必要と認められる児童等
- (3) 利用できる施設（気仙沼市及び近隣）
- | | |
|-----------------|-------------------------|
| 第二高松園 [気仙沼市] | 0 2 2 6 (3 2) 3 0 5 5 |
| 高 松 園 [気仙沼市] | 0 2 2 6 (3 2) 4 1 4 3 |
| 若 草 園 [登米市] | 0 2 2 0 (4 5) 2 2 2 2 |
| 若 生 園 [登米市] | 0 2 2 0 (4 5) 2 2 2 4 |
| 夢 の 森 [気仙沼市] | 0 2 2 6 (2 5) 3 4 4 5 |
| ケアホームめぐみ [気仙沼市] | 0 2 2 6 (4 2) 3 2 1 1 |
| ほっぷ [気仙沼市] | 0 2 2 6 (2 5) 7 7 1 0 |
- (4) 利用者負担
原則的にサービス利用料として1割負担ですが，本人や本人（又は保護者）の属する世帯の所得に応じて月額負担上限額が設定されます。
- (5) 利用する際の手続きは，気仙沼市社会福祉課（22-6600 内線 436），南三陸町保健福祉課（46-5113）にお問い合わせ下さい。
実際の利用に関しては，各自で施設に連絡を取っていただくか，障害者生活支援センターにご相談下さい。

2) 短期入所（ショートステイ）

- (1) 短期入所（ショートステイ）とは
心身障害児（者）を介護している家族等が，家庭の事情で一時的に介護できなくなる場合に，心身障害児（者）を施設でお預かりする制度です。
18歳未満の方については申請後利用が可能となりますが，18歳以上の方は障害程度区分が必要となります。
- (2) 対象者は
日中一時支援と同様です。
- (3) 利用できる施設（気仙沼市・近隣）
日中一時支援 ～ の施設，及び只越荘で行っています。
- (4) 利用する際の理由は
疾病，出産，冠婚葬祭，などのために自宅での介護が行えない場合
- (5) 利用する際の手続きは，気仙沼市社会福祉課（22-6600 内線 436），南三陸町保健福祉課（46-5113）にお問い合わせ下さい。
実際の利用に関しては，各自で施設に連絡を取っていただくか，障害者生活支援センターにご相談下さい。

- (6) 持ち物(準備物)は
衣類(着替えを含め,日常生活に不自由しない数量)
作業着,長靴
洗面用具類(洗面器,タオル,バスタオル,コップ,歯ブラシなど)
上履き
薬(服薬中の場合)
小遣い(3,000円程度)
健康保険被保険者証の写し
利用する施設によって,持ち物が異なる場合があります。
- (7) 利用者負担
原則的にサービス利用料として1割負担ですが,本人や本人(又は保護者)の属する世帯の所得等に応じて月額負担上限額が設定されます。その他に食事代等の自己負担がありますが,低所得世帯には軽減措置があります。

3) 共同生活援助(グループホーム)

- (1) 共同生活援助とは
単身での生活に不安がある障害者の調理・洗濯等の家事や,生活に関する相談や助言など,日常生活上の援助・介護を受けながら,地域で共同生活を行います。
- (2) 対象者
知的障害者・精神障害者・身体障害者
- (3) 利用者負担
サービス利用料...原則として1割負担ですが,本人や本人の属する世帯の所得等に応じて月額負担上限額が設定されます。
生活費...4~6万円(家賃・食費・光熱費など。施設によっては金額が異なります)
介護の利用については障害程度区分が必要となります。
- (4) 利用の申請
障害者支援センター,社会福祉課,各町福祉担当課

4) 居宅介護

- (1) 居宅介護とは
日常生活を営むのに支障がある障害児(者)のいる家庭に,ホームヘルパーを派遣して,介護や家事の日常生活のお世話や,生活に関する相談・助言などを行うサービスです。
- (2) サービスの内容
身体介護...食事,排泄,衣類着脱,入浴の介護,身体の清拭,洗髪,通院等の介護,その他必要な身体の介護
家事援助...調理,衣類の洗濯,住居等の掃除,整理整頓,生活必需品の買物,関係機関との連絡等
- (3) 利用者負担...原則として1割負担ですが,本人や本人の属する世帯の所得等に応じて月額負担上限額が設定されます
- (4) 申請手続き...市社会福祉課,各町福祉担当課に申請書を提出します。

5) 障害児通所支援

(1) 障害児通所支援とは

障がい児を対象として、施設において日常生活の基本動作、集団参加、集団への適応訓練を行います。

(2) 利用できる施設

気仙沼市マザーズホーム	0 2 2 6 (2 2) 6 6 8 3
オレンジキッズ	0 2 2 6 (2 2) 1 6 6 9
オレンジティーンズ	0 2 2 6 (2 2) 6 7 2 3
めぐみキッズハウス	0 2 2 6 (3 1) 1 2 2 6
ほっぷ	0 2 2 6 (2 5) 7 7 1 0

(3) 利用者負担

原則的には1割負担ですが、本人や本人（又は保護者）の属する世帯の所得等に応じて月額負担上限額が設定されます。

(4) 申請手続き...市社会福祉課，各町福祉担当課

3 障害年金について 申請が必要です

1) 障害基礎年金

障害の原因となった傷病の初診日が、国民年金の被保険者期間中又は60歳以上65歳未満にあった人で、障害認定日に障害の程度が1級又は、2級の状態に該当した場合、一定の納付要件を満たした場合に支給されます。

20歳前に初診がある傷病で、20歳に達した時に障害の程度が1級または2級の状態に該当する場合も支給されます。

問い合わせ，申請先：気仙沼市市民課国民年金係（22-6600 内線 365）
各町役場年金担当課

2) 障害厚生年金

厚生年金に加入している期間に初診日のある傷病によって障害の状態となり、障害認定日に障害の状態（1級，2級又は3級）に該当し、一定の納付要件を満たした場合に支給されます。

* その他の福祉施策については、居住している市社会福祉課，町福祉担当課にお問い合わせ，ご相談下さい。

資料 1 - 1

気仙沼支援学校過去高等部卒業生の進路状況（平成3～22まで）

進路状況	就職	進学	施設（作業所等）			在宅 その他	備考 （職種等）	計
			更生施設	授産施設	作業所等			
平成 3	1	0	0	3	2	2	縫製関係	8
平成 4	1	0	1	1	4	0		7
平成 5	1	0	1	2	1	2	水産加工	7
平成 6	4	0	0	4	0	0	水産加工，鉄鋼業， 製材業	8
平成 7	3	0	0	2	0	2	縫製関係	7
平成 8	0	1	1	1	1	3	職業能力開発校	7
平成 9	2	0	3	2	1	1	水産加工業	9
平成10	2	0	0	2	0	0	製材業，缶詰製造	4
平成11	3	0	2	0	1	3	水産加工，食品加工	9
平成12	2	0	2	3	1	1	印刷業，建築業， 販売業	9
平成13	5	2	3	4	2	1	水産加工，調理見 習	17
平成14	5	0	3	2	0	0	水産加工，調理見 習	10
平成15	2	0	2	4	1	2	水産加工，小売業 店員	11
平成16	4	0	5	5	2	0	クリーニング，小 売業店員等	16
平成17	3	0	6	0	1	1	食品加工，水産加 工	11
平成18	6	0	5	0	1	1	水産加工，小売業 調理補助	13
平成19	1	0	6	2	0	0	清掃作業補助員	9
平成20	2	0	0	1	1	1	調理補助，清掃作 業補助	5
平成21	3	0	3	3	1	1	水産加工，飲食店， 調理補助	11
平成22	3	0	1	5	3	1	清掃作業補助員， 調理補助，小売業	13
計	53	3	44	46	23	22		191

進 学

宮城障害者能力開発校

更生施設

高松園，第二高松園，若生園，夢の森，ひまわり

授産施設

松峰園，若葉園，みのりの園，プロメッサ，ブナの木園，あすなるホーム
ふれあい

作業所等

のぞみ福祉作業所，あさひ，オレンジ

平成20年度以降に関しては就労移行・就労継続事業所は授産施設としてカウントし，生活介
護事業所は更生施設としてカウントしてあります。

資料 1 - 2

気仙沼支援学校過去高等部卒業生の進路状況（平成23～）

進路状況	就職	進学	施設（作業所等）				在宅 その他	備考 (職種等)	計
			生活介護	就労型	作業所	入所支援			
平成23	3	0	3	0	0	1	0	調理補助, 小売業 支援学校臨時職員	8
平成24	1	0	9	0	0	0	2	自動車製造	12
平成25	6	1	4	3	0	0	0	水産加工, 支援学校臨時 職員, 介護補助, 小売業	14
計	63	4	60	49	24	1	24		225

平成22年までの入所更生施設利用者は資料1-1の更生施設にカウントしてあります。

日中一時支援利用者は在宅・その他にカウントしてあります。

進学	宮城障害者能力開発校
生活介護	夢の森, みのりの園, のぞみ福祉作業所
就労型	松峰園, ひまわり, ふれあい
作業所等	あさひ, オレンジ
入所支援	高松園, 第二高松園, 只越荘

気仙沼・本吉圏域のネットワークづくりについて

資料 2

